

# 一般質問

# 一般質問

問 公共施設の適正配置計画とはどのような内容で、いつでできるか。

答 公共施設適正配置計画は、いわゆるハコモノ施設の10年程度先を見据えた短期実行計画で、個別の施設名を挙げて集約化や複合化、廃止、民営化といった具体的な計画が記述される。計画策定のスケジュールだが、府内の検討組織を設置し、検討するとともに外部委員で構成する検討委員会も設置して、計画（案）を策定している。12月には計画（案）を議員に報告し、12月下旬～2月にかけて、パブリックコメントを実施して市民からの計画（案）に対する意見をもらい、今年度内には計画策定をしていく考えである。



問 市はすでに、公共施設耐震化計画及び公共施設適正配置基本方針、並びに公共施設白書を作成した。この計画を実行する、公共施設適正配置計画を今年度策定するが、先行してできる施設から実施する方針も示す、産業会館など数施設の廃止と旧3町の保健センターの統合が決定した。適正配置の内容及び実施対象施設選定手順や検討組織の役割、適正とする施設の目標数値を聞く。また、市内に配置された5消防分署のうち、4分署は建築後おおむね43年から45年が経過し老朽化している。いずれも合併前に建てられ、2消防署建築前の設置である。全地域の均衡から、適正配置を実現すべきだと考える。

答 計画内容は、白書に掲げた1～3施設について、10年後を見通し、統合・廃止等の区分を行う。実施の時期や適正施設目標数値は示さない。検討は府内組織で調整後、市民委員会で構成した適正配置計画検討委員会で、意見を聞いている。消防分署は検討している。早急な課題と認識し

問 市はすでに、公共施設耐震化計

ていている。

問 所有者不明宅地の適正管理について

問 市内の所有者不明の宅地に樹木が繁茂し、隣接者が困惑している。解決策を検討し対応されたい。

答 他市を参考に調査・研究する。

問 市が管理する全公共施設の統合や廃止の区分を行う

問 市が策定中の公共施設適正配置計画に掲げる内容を聞きたい

問 市が管理する全公共施設の統合や廃止の区分を行う

問 市が策定中の公共施設適正配置計画に掲げる内容を聞きたい

問 市が管理する全公共施設の統合や廃止の区分を行う

問 市が管理